

ご参加の皆様へ

お願い！！

「刃物を移動の際に手荷物で所持する時や、鉄道車内に持ち込む際の梱包方法についてのガイドライン」の、周知について！！

本年6月25日、東日本旅客鉄道株式会社の山手線・新宿駅において、料理人とみられる旅客が鉄道車内で誤って、刃物を露出させる事案が発生し、大勢の旅客が一斉に避難したことから、複数の旅客が負傷するとともに、列車運行にも影響が生じる事態となりました。

料理人とみられる旅客による鉄道車内における同様の刃物所持事案は、令和4年8月26日に京浜急行電鉄株式会社、本年6月19日に福岡市交通局でも発生しております。

これらに鑑み、国土交通省から別添え「刃物を移動の際に手荷物で所持する時や、鉄道車内に持ち込む際の梱包方法についてのガイドライン」の周知について、ご案内をされています。

今大会につきましては、包丁類を個々で手荷物として所持して移動いたしますので、**ガイドライン、別添えをご周知**いただき、どうぞ事故や怪我のないように、気を付けてご移動くださるようお願いいたします。

(別添)

第1 刃物とは

鉄道運輸規程(昭和 17 年鉄道省令第3号)第 23 条第1項の「刃物」とは、その用法において 人を殺傷する性能を有し、鋼又はこれと同等程度の物質的性能(硬度・曲げへの強さ)を有する 材質でできている片刃又は両刃の器物で刀剣類 1 以外のものをいう。〈主な刃物〉 ・包丁類、ナイフ類(カッターナイフを含む。)、牛刀、山刀、くり小刀、なた、鎌、はさみ、 のこぎりなど。

※セラミック製のものも「刃物」に該当する。

第2 梱包の方法について

(1)刃渡り6cmを超える刃物(※②)

刃渡り6cmを超える刃物 3 は、悪意を持って使用される、又は意図せず誤って他の鉄道利用者 に刺さる等した場合、死傷等の重大な結果を招く危険性が特に高いものであることから、鉄道車内にこれらを持ち込むに当たっては、**直ちに取り出して使用できないような状態にしておくことが必要**である。

これらについて、他の利用者に危害を及ぼすおそれがないような梱包方法の具体的な例としては、以下のものが考えられる。

・刃先をさやケース(プラスチック製、革製のもの等)に収納する、又は段ボール等で刃先を覆った上で、刃物全体を新聞紙等で包装し、持ち運ぶ際に刃物が飛び出さないよう丈夫な袋や箱、カバンにしまっておく。

・小売店等において購入した際の梱包状態が保持されている。

(2)刃渡り6cm以下の刃物(※②)

これらの刃物は、(1)で挙げたものほどの危険性を有するものではなく、また、日常一般に携帯する可能性が高いものではあるが、鉄道車内が、不特定多数の人が利用する閉鎖された空間であることに鑑み、他の鉄道利用者に恐怖感等を与えることなく、鉄道利用者が安心して鉄道を利用できるようにするためにも、鉄道車内では使用せず、袋等に収納しておくことが必要である。

これらについて、他の鉄道利用者に危害を及ぼすおそれがないような梱包方法の具体的な例としては、以下のものが考えられる。

- ・カッターナイフの刃先をしまい、ペンケースの中に収納しておく。

第3 点検について

鉄道係員は、全ての鉄道利用者が安心して鉄道を利用できるよう、本ガイドライン及び各社の営業規則等の定めるところにより、必要に応じて刃物の梱包状態等について点検を行う場合がある。

※詳しくは、国土交通省からの

「刃物を鉄道車内に持ち込む際の梱包方法についてのガイドライン」

をご覧ください。

令和5年10月3日

一般社団法人全日本ふぐ協会

会長 大田 晶子